

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、<u>データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。</u>)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、<u>データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</u></p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)</u><u>及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、</u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)<u>及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)</u>を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p>	<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)<u>及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)</u>を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p>

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

- (1)～(29) (略)
- (30) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限り、) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ア欄 (通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの) と組み合わせて提供するものに限り、) 、ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限り、) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、) 以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。
- (31) (略)
- (32) 当社が、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 8 欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備 (以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。) の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。

料金表

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス又はデータ伝送サービス契約約款に規定する ATM データ通信網サービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は 2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄から第 4 欄若しくは第 8 欄、2-1 の 2、2-6 又は 2-6 の 2 に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第 2 表第 1 (工事費) 2-1 第 13 欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄に限り、) については、2 (料金額) 2-1-1-1 に掲げる料金額に 2-1-1-2 第 1 欄ア欄、イ (7) 欄又はウ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～シ (略) ス 2 (料金額) 2-1-1-1 第 8 欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定する ATM データ通信網サービスの品目の区分に応じて適用するものと

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

- (1)～(29) (略)
- (30) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限り、) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ア欄 (通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの) と組み合わせて提供するものに限り、) 、ウ欄又はエ欄に限り、) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、) 以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。
- (31) (略)
- (32) 削除

料金表

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は 2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄から第 4 欄、2-1 の 2 又は 2-6 に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第 2 表第 1 (工事費) 2-1 第 13 欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄に限り、) については、2 (料金額) 2-1-1-1 に掲げる料金額に 2-1-1-2 第 1 欄ア欄又はイ (7) 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～シ (略) ス 削除

	<p>します。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～ネ (略)</p>
(8)-2～(12)(略)	(略)
(12)-2 端末回線伝送機能及びデータ伝送機能の組み合わせ	<p>端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能については、データ伝送サービスに準じて該当する機能を組み合わせで適用します。</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	—
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	

	<p>セ 削除</p> <p>ソ～ネ (略)</p>
(8)-2～(12)(略)	(略)
(12)-2 削除	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能 ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	—
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	

	(イ) 保守の 区別がタイプ 1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	
		② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額	
		③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規 定する料金 額	
		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規 定する料金 額
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規 定する料金 額
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規 定する料金 額
	エ 2 芯 式 の も の	(7) 保守の区 別がタイプ 1-1のもの	① 平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,954円
			② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,726円
			③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	4,852円
		(イ) 保守の区 別がタイプ 1-2のもの	① 平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,954円
② 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに		5,726円		
③ 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに		4,852円		
(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	6,133円		

	(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額
		② 平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額
		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに
	② 平成31年4月1日以降に適 用する料金		1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規 定する料金 額
	(7) ~ (イ) 削除		—	—
	エ 2 芯 式 の も の	(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに

				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,898円	
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	6,572円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	6,572円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	8,625円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	8,625円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

		利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ① ②以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,066円
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,949円
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円		
		B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円		
		C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

場合)		帯域を制限するものをいいます。(以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ① ②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円		
		B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,977円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ①②以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,066円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,949円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,553円	—		
		② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,452円			
		③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,041円			

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円		
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			③ ①②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円		
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
				(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,360円
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		2,003円
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能								

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,553円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,452円	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,041円	
		(ウ) (イ)以外もの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,522円	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,099円	
(7) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第	端末回線を収容する伝送装置 (端末回線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,449円		
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,572円		
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,902円		
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	16,232円		
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	17,695円		
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	19,025円		
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	20,355円		

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,360円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,003円	
		(ウ) (イ)以外もの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,427円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,060円	
(7) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 削除	—	—	—	—	—	—

5-2欄で接続する場合)	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,818円
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	23,148円
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	24,478円
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	25,941円
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	27,271円
	39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	28,734円
	42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	30,064円

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものにより1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものにより1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(4) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2.155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		イ 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2.020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成30年4月1日から平成31年3	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額				接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	(イ) 平成31年4月1日から平成32年3	1回線ごとに

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,216円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
ア(略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
ア(略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	

		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	182円		
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181円		
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			ウ 2芯式のもの				(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金
			(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362円		
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	338円		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円	-	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	499円		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	514円		
			(イ) 当社が設置した光屋内配線(主として一戸建ての建物に設	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	503円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	518円		

		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	177円				
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			ウ 削除				—	—	—
							—	—	—
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	517円	-			
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	517円				
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	533円				
			(イ) 当社が設置した光屋内配線(主として一戸建ての建物に設	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	523円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	523円				
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	539円				

イ 光信号主端末回線に係る加算料	置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線收容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が收容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>497 円</u>	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>497 円</u>	
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>512 円</u>	
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,553 円</u>
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,452 円</u>
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,041 円</u>
	(i) 保守の区別がタイプ1-2のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,553 円</u>
				② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,452 円</u>
				③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,041 円</u>
(ウ) (7) (i)以外のもの			① 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,626 円</u>	
			② 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,522 円</u>	
			③ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,099 円</u>	

イ 光信号主端末回線に係る加算料	置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線收容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が收容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>517 円</u>		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>517 円</u>		
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>533 円</u>		
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,360 円</u>	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,003 円</u>	
				(i) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,360 円</u>
	(ウ) (7) (i)以外のもの			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,003 円</u>	
				(7) (i)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,427 円</u>
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>2,060 円</u>

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②に規定する料金額

			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,155円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③ 欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(フ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,216円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(フ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)① 欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)② 欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.96%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則 (平成26年4月9日西設相制第116号)
1～5 (略)
(経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能(2-1-1-1第6欄イ(イ)欄、2-1-1-1の2イ欄、2-1-1-2第2欄イ(イ)欄及び第3欄ア欄並びに2-1-1-2の2イ欄に係るもの)に限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 適用

区 分	内 容

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.82%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則 (平成26年4月9日西設相制第116号)
1～5 (略)

6 削除

<p>ア 端末回線 伝送機能に係 る料金の適用</p>	<p>(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則(平成26年4月9日西設相制第115号)第4項(以下この項において「附則第4項」といいます。)(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、それらの料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(7)①欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(7)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(7)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>(イ) 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、(2)端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限り、)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>(ウ) 附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能については、(2)端末回線伝送機能イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路の数は3をを限度とします。</p> <p>(エ) (2)端末回線伝送機能ア(7)欄に規定する機能については、(2)端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)②欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>(オ) 第34条の13(複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数段階料金を適用する間においては、(7)の規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、それらに掲げる料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p>
-------------------------------------	---

	<p>(カ) 第 34 条の 13 第 1 項の規定に基づき、複数段階料金を適用する間においては、 (2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に掲げる料金額に、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-1-1-2 第 2 欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1 の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(キ) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して 3 年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について(2) 端末回線伝送機能ア(ア)欄又はイ(ア)①欄に規定する料金額を適用します。</p>
イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は附則第 4 項（1）網使用料イ(ア)①欄に掲げる料金額に（2）端末回線伝送機能イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第 4 項（1）網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1 の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は 8 を、1 の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は 4 を限度とします。</p>

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

		区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 1-3 欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が 4 を限度とするものにより 1 芯にて伝送を行う機能）	(7) ① (イ) 保守の区別がタイプ 1-1 のもの	A 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごと	2,554 円	
			B 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごと	2,453 円	
			C 平成 31 年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ごと	2,042 円	
		(7) ② (イ) 保守の区別がタイプ 1-2 のもの	A 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごと	2,554 円	
			B 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する料金	1 回線ごと	2,453 円	

			料金			
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,042円	
		③	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,627円	
		①②以外のもの	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,523円	
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,100円	
	(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の

					に、516円を加算した料金額	規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、516	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず		

				円を加算した料金額	左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
③ ①② 以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、530円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円		

					した料金 額	のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせる利用するものに限り、に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別が	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,554円	
			タイ プ1	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,453円	
			ー1 のもの	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,042円	
		B 保守の区別が	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,554円		
		タイ プ1	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,453円		
		ー2 のもの	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,042円		
		C	平成29年4月1日から平成30年	1回線ごとに	2,627円		

			外のもの	3月31日まで適用する料金			
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,523円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,100円	
	② 複数年段階料金を適用する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,156円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとしてします。	
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

				(7)①A欄 に規定す る料金額		
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成30年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、516 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる516円 のうち、505円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。	
			平成31年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成31年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、406 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる406円 のうち、398円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		B_ 保 守の 区別 が タイ プ1 -2 のも の	平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,156円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。	
			1 光信号 主端末回	平成29年 4月1日	接続開始日から、2 年以上3年未満の	

				線ごとに	から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を

				に、406円を加算した料金額	加算するものとして加算します。
C、AB以外のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,217円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。	

					31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算した料金額	また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成31年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	8,240円		

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成30年6月15日から実施し、料金表の料金額、別表4の違約金の額及び第2項の料金額については、平成30年4月1日に遡及して適用します。

（端末回線伝送機能の経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄エ欄(7)欄及び(イ)欄及び第8欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

月額

		区 分			単位	料金額	備考
(1) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限りま	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	14,346円	
		6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	21,962円	
		9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	24,580円	
		12 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	27,436円	
		15 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	30,292円	
		18 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	33,148円	
		21 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	35,766円	
		24 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	38,622円	
		27 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	41,478円	
		30 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	44,334円	
		33 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	46,952円	
		36 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	49,808円	
		39 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	52,664円	
42 Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1回線ごとに	55,520円			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接	端末回線により伝送を行う機能	2芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,602円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,852円	

統箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,602円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,852円	

イ 加算料

			月額		
	区 分		単 位	料金額	備考
専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	354円	
		イ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	338円	